

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

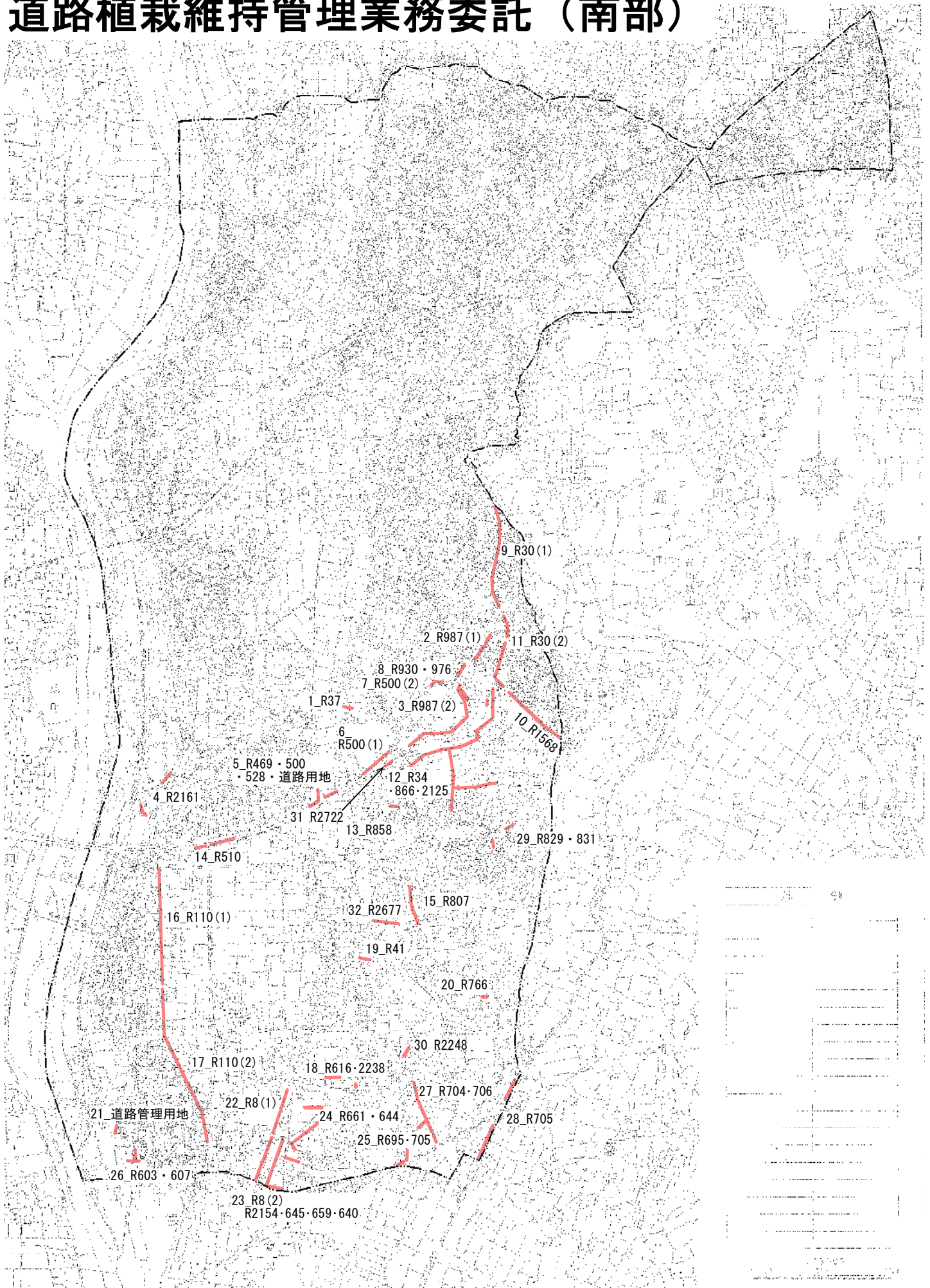
入札案件概要書 (一般委託)

契約番号：6626

件名	道路植栽維持管理業務委託 (南部)	
履行場所	海老名市大谷ほか地内	
期間	令和6年6月4日 ~ 令和6年10月31日	
契約の内容等	別紙 仕様書等 のとおり	
予定価格	13,222,000 円 (税込)	12,020,000 円 (税抜)
最低制限価格	有り (開札後算定型) 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
落札候補者の入札金額が、調査基準価格 (50%) 未満の場合 ※ただし、予定価格 (税込) 100 万円以下の案件は除く。	<p>低入札履行確認調査を実施します。詳細は低入札による履行確認調査取扱基準を参照してください。</p> <p>契約締結にあたっての制限等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 前払金額の制限 契約金額の 15% 以内 (海老名市契約規則により、前払金が適用となる場合に限りませす。) ※前払金の上限金額は 5,000 万円以下 ○ 業務主任者及び管理技術者の他案件 (本市入札案件) との兼任不可 <p>契約保証</p> <p>契約金額の 30% 以上に相当する次のいずれかの手続きが必要です。 ※現金納付及び実績による免除はありません。 (ア) 金融機関又は保証事業会社の保証 (イ) 公共工事履行保証証券による保証 (履行ボンド) (ウ) 履行保証保険契約の締結 (定額てん補)</p>	
入札方法等	条件付一般競争入札 (電子入札)	
質疑 (仕様等に関する事項)	所定の書式により、FAX で受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参加条件	営業種目	555 樹木保護管理の委託	
	発注区分 区分の詳細は入札公告で確認してください。	第 1 区分	第 1・第 2 区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	○管理技術者として、造園施工管理技士を配置すること。	
	落札数制限	あり (第 1 区分及び第 2 区分の同日開札の一般委託で、2 件まで)	
配置技術者について	本案件に配置する技術者等は、同じ開札日の他の案件に配置できません。		
事前提出書類 (システム添付)	なし		
落札候補者が提出する書類 (FAX046-232-6574)	<p>開札後、落札候補者は次の書類を F A X で提出してください。 (落札候補者決定の翌開庁日午前 10 時まで。詳細は開札後 FAX で通知します。)</p> <p>○委託業務主任者等選任届 及び 資格等 及び 3 ヶ月以上の雇用を確認できる書類 (雇用確認の書類は、原則として健康保険被保険者証の写し)</p> <p>※健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号及び保険者番号 (3 箇所) にマスキング(黒塗り)をして提出してください。</p>		

道路植栽維持管理業務委託（南部）



道路植栽維持管理業務委託（南部）仕様書

- 1 件 名 道路植栽維持管理業務委託（南部）
- 2 履行場所 海老名市 大谷ほか 地内
- 3 履行期間 令和 6年 6月 4日 ～ 令和 6年10月31日
- 4 業務内容 （数量は別紙集計表による）
 - 1) 中低木剪定
 - 2) 寄植剪定 （低木・中木）
 - 3) 除 草 （人力・機械、2回施工）
- 5 必要な資格
 - 1) 管理技術者には、造園施工管理技士を配置すること。
- 6 特記事項
 - 1) 発生物の処理は再資源化施設に搬入するものとし、搬入先について監督員の承認を得ること。
自社施設により粉碎・堆肥化等を行う場合は、利用計画並びに過去実績等により、利用までの過程が確認できる資料を提出すること。
 - 2) 契約後7日以内に監督員と協議の上、全体工程及び月毎の工程表を提出すること。
なお、1回目の除草は6月末までに完了するよう計画すること。
※自治会等の要望により、1回目の草刈りが6月以降になる場合は対応すること。
寄木の剪定については、花の咲いている最盛期に刈り込まないようにするとともに、刈り込み時期については、監督員と調整すること。
 - 3) 寄植の剪定について、横断防止柵がある場合はその内側までに切り詰めるものとし、ない場合は歩車道境界ブロックに掛からない位置で切り詰めるものとする。
 - 4) 発生物は作業後速やかに処理し現場に放置しないこと。
 - 5) 作業中は十分に安全対策を行い、通行人及び作業員の安全管理に努めること。
 - 6) 交通誘導員の配置について、作業日に1名を基準として配置する。
また、一般道路を規制する時は、関係法令を遵守し、交通管理者等

の許可を得ると共に、周辺への周知を徹底し期間をおいた予告を行うこと。

- 7) 除草の際は、観賞用の草花を刈り取らない様に注意するとともに、疑義が生じた場合は、地域住民及び監督員に確認し、トラブルを起こさない様努めること。
- 8) 作業中、空き缶やゴミ袋等のゴミを見つけた場合は、分別回収を行い、処分を行うこと。
なお、簡単に処分することができない不法投棄を見つけた場合は、監督職員に報告すること。
- 9) 作業面積及び本数等数量について、作業後速やかに監督員へ報告すること。
また、設計数量と差異が発生した場合は、協議により対応を定めることとする。
- 10) 業務着手前に施工計画書を提出し、監督員の承認を得ること。
写真管理については、路線毎に管理するものとし、撮影位置は起終点及び中間点とし、時期は着手前、中、後とする。
また、中間点については、適宜設けるものとし、40m 毎を基本とする。
- 11) 作業時は、一般通行人の見やすい場所に、委託件名、作業内容、委託箇所、受注者名、現場責任者・電話番号、発注者名、担当課・電話番号、市章を記した標識板を設置すること。
- 12) 1 回目の除草完了後は、速やかに完了写真を提出すること。
- 13) 環境対策（海老名環境マネジメントシステム関係）
本業務を行うにあたり「海老名市役所環境方針」を遵守し、次のことに配慮すること。
 - ①排出される廃棄物は、適正に処理すること。
 - ②使用する機械については、騒音、振動の抑制に努めること。
 - ③使用する車両は、環境に配慮した車両の使用に努めること。
 - ④業務実施時に電力を使用する際は、節電に努めること。
- 14) 関連法令の遵守の上、公共事業という認識を常に持ち、責務を果たすこと。
- 15) その他詳細については、監督員と協議し対処すること。

道路植栽維持管理業務委託（南部）
数量表

番号	路線名	地区	中低木剪定			寄植		除草		備考
			樹高 100cm未満 (本)	樹高 100～ 200cm未満 (本)	樹高 200～ 300cm未満 (本)	中木 (㎡)	低木 (㎡)	人力除草 (㎡)	機械除草 (㎡)	
1	R37	大谷・大谷南一丁目・大谷南四丁目							300	清水坂・清水坂西側
2	R987(1)	大谷北四丁目		1	4			280	277	東名側道（海老名市分）
3	R987(2)	大谷南五丁目・杉久保北三丁目							586	海老名サービスエリア南側
4	R2161	社家一丁目							329	宇治山橋東側、海老名JCT北側
5	R469・R500・R528・道路用地	杉久保・今里二丁目							184	美化センター西側、東名脇
6	R500(1)	杉久保北一丁目							159	美化センター東側、東名脇
7	R500(2)	大谷南五丁目							83	海老名SA北側
8	R976	大谷南五丁目							374	海老名SA北側
9	R30(1)	国分寺台一丁目・二丁目					185	185	25	県道～相鉄ローゼン
10	R1568	大谷南五丁目・杉久保北三丁目							1,994	旧横須賀水道路
11	R30(2)	国分寺台二丁目・三丁目・四丁目・大谷南五丁目					247	247	25	大谷小学校東側～水道路まで
12	R34・R866・R2125	杉久保北三丁目・四丁目・大谷南五丁目					350	440		サンパルク周辺
13	R858	杉久保北二丁目							80	金子工務店北側
14	R510	社家一丁目・四丁目							655	東名高速南、県道46号西側、東側
15	R807	杉久保南五丁目							300	道頓堀南側、水路沿
16	R110(1)	社家五丁目・中野三丁目							251	東名高速南、有馬高校
17	R110(2)	中野・門沢橋・門沢橋一丁目・二丁目・四丁目・六丁目							1,979	門沢橋小学校前
18	R616・2238	本郷							256	本郷神社
19	R41	中河内							88	有馬小学校南側
20	R766	本郷							50	県畜産試験場西側
21	道路管理用地	門沢橋三丁目							23	さがみ縦貫道路沿
22	R8(1)	本郷							62	居合橋周辺
23	R8(2)・2154・645・659・640	本郷							1,114	居合橋周辺
24	R661・R664	本郷							846	フードワン南側、居合橋周辺
25	R695・705	本郷							619	富士ゼロックス周辺
26	R603・607	門沢橋三丁目							168	近代化学
27	R704・706	本郷				132	20	41	924	本郷工業団地
28	R705	本郷							375	目久尻川沿 高座施設
29	R829・R831	杉久保北五丁目							117	農業アカデミー南側、法地
30	R2248	本郷							36	富士ゼロックス駐車場周辺
31	R2722	杉久保北二丁目							112	東名高速南
32	R2677	杉久保南五丁目, 本郷							14	有馬浄水場
			0	1	4	132	802	1,193	12,405	
								2回施工	2回施工	
		合計	0	1	4	132	802	2,386	24,810	

単価抜き

令和6年度

道路植栽維持管理業務委託（南部）設計書

番 号	R5.07、R06.03	施 工 年 度	令和6年度
名 称	道路植栽維持管理業務委託（南部）		
場 所	海老名大谷ほか地内		
施 工 主	海老名市	概要 1. 中低木剪定円筒 100cm～200cm未満N=1本 200cm～300cm未満N=4本 2. 寄植 中木剪定A=132㎡ 低木剪定A=802㎡ 3. 除草 人力伐根除草A= 2,386㎡（1,193㎡×2回） 機械除草A=24,810㎡（12,405㎡×2回）	
設 計 区 分			
路 線 名			
期 間	令和6年6月4日～令和6年10月31日		
日 数	150日		
部 課 名	まちづくり部道路管理課		
積 算 担 当	維持補修係		
合 計 額			
価 格			
消費税相当額			

間 接 費 明 細 書

設 計 条 件					
工 種	道路維持工事	工事日数	150日	共通仮設費対象外額	
場所区分	市街地(DID補正)	支給品費		現場管理費対象外額	
前払い率	補正なし	処分費		一般管理費対象外額	
契約保証区分	補正なし	処分除外費		支給共仮費対象外額	
積雪寒冷地域	なし				

算 出 基 礎

※補正係数を乗じる場合は係数を乗じて、小数3位四捨五入2位止めとする。

$$\begin{aligned}
 \text{共通仮設費} &= \text{対象額} \times \text{率} \\
 &= \quad \times \quad \% \\
 &=
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{対象額} &= \text{直接工事費} + \text{支給品費} + \text{事業損失防止施設費} - \text{共通仮設費対象外額} - \text{支給共仮費対象外額} + \text{準備費処分費} - \text{処分除外費} \\
 &= \quad + \quad + \quad - \quad - \quad + \quad - \\
 &=
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{率} &= \text{対象額による率} \times \text{地域補正係数} \\
 &= \quad \% \times \\
 &= \quad \% \times \rightarrow \therefore \%
 \end{aligned}$$

$$\text{対象額による率} = \quad \%$$

$$\begin{aligned}
 \text{現場管理費} &= \text{対象額} \times \text{率} \\
 &= \quad \times \quad \% \\
 &=
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{対象額} &= \text{直接工事費} + \text{共通仮設費} + \text{支給品費} + \text{支給品費(現)} - \text{現場管理費対象外額} - \text{支給現場費対象外額} - \text{処分除外費} \\
 &= \quad + \quad + \quad + \quad - \quad - \quad - \\
 &=
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{率} &= \text{対象額による率} \times \text{地域補正係数} \\
 &= \quad \% \times \\
 &= \quad \% \times \rightarrow \therefore \%
 \end{aligned}$$

$$\text{対象額による率} = \quad \%$$

間 接 費 明 細 書

算 出 基 礎

$$\begin{aligned} \text{一 般 管 理 費} &= \text{対象額} \times \text{対象額による率} + \text{対象額} \times \text{契約保証補正值} - \text{調整額} \\ &= \quad \times \quad \% + \quad \times \quad \% - \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{対象額} &= \text{工事原価} - \text{一般管理費対象外額} - \text{処分除外費} + \text{一般管理補正額} \\ &= \quad - \quad - \quad + \\ &= \end{aligned}$$

$$\text{対象額による率} = \quad \%$$

B- 6号明細書(施工P-01)

積算単位: m²

標準単価:

機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬

飛び石防護の有無:有り、運搬機械選定:ダンプトラック(オンロード・タイヤセトル・2t積級)、ダンプトラック運搬距離:6.5km以下

	名 称 / 規 格	単 位	構 成 比	単 価 (東京)	単 価	摘 要
機械K			1.29			
K 1	ダンプトラック オンロード・タイヤセトル	供/日	0.94			
K 2	草刈機 肩掛式	供/日	0.34			
K 3						
K 4						
K 5						
労務R			98.28			
R 1	普通作業員	人	50.02			
R 2	特殊作業員	人	34.56			
R 3	土木一般世話役	人	7.91			
R 4	運転手(一般)	人	3.02			
R 5						
材料Z			0.43			
Z 1	軽油/ハトロール給油	L	0.43			
Z 2						
Z 3						
Z 4						
Z 5						
市場S						

$$\begin{aligned}
 P' = & \\
 & \times \left\{ \left(\frac{0.94}{100} \times \frac{1.29}{0.94+0.34} + \frac{0.34}{100} \times \frac{1.29}{0.94+0.34} \right) \times \frac{1.29}{0.94+0.34} \right. \\
 & + \left(\frac{50.02}{100} \times \frac{98.28}{50.02+34.56+7.91+3.02} + \frac{34.56}{100} \times \frac{98.28}{50.02+34.56+7.91+3.02} \right. \\
 & + \left. \left. \left(\frac{7.91}{100} \times \frac{98.28}{50.02+34.56+7.91+3.02} + \frac{3.02}{100} \times \frac{98.28}{50.02+34.56+7.91+3.02} \right) \right. \right. \\
 & \left. \left. + \left(\frac{0.43}{100} \times \frac{0.43}{0.43} \right) \times \frac{0.43}{0.43} \right. \right. \\
 & \left. \left. + \frac{100-1.29-98.28-0.43}{100} \right\} =
 \end{aligned}$$

